

国立大学法人滋賀医科大学ソーシャルメディアアカウント管理要項

平成 29 年 6 月 14 日

広報委員会決定

平成 30 年 9 月 28 日

改正

(公式アカウント)

第 1 国立大学法人滋賀医科大学広報委員会は、次のソーシャルメディアアカウントを公式アカウントとして開設している。

- YouTube アカウント「滋賀医科大学（公式）」

(利用目的)

第 2 公式アカウントは、本学からのお知らせのより一層の周知や、本学の魅力の積極的な発信等、本学の広報活動の充実を図るために利用する。

(運用方針)

第 3 公式アカウントは、本学からの情報発信のみに利用し、当該アカウントを通じた問い合わせに対しては、原則として個別の対応は行わない。

2 公式アカウントは、「ソーシャルメディアポリシー」に反する運用を行ってはならない。また、公式アカウントは、公開範囲を制限して運用してはならない。

3 上記規定にかかわらず、災害その他緊急の必要が認められる場合は、公式アカウントを運用することができる。その場合、運用責任者は、遅滞なく広報委員会に当該必要性を説明しなければならない。

(管理責任者と運用責任者)

第 4 公式アカウントの管理は、広報委員会が行う。また、公式アカウントの運用は、総務企画課が行う。

(セキュリティと信頼性の確保)

第 5 運用責任者は、公式アカウントに登録した情報を厳重に管理するものとする。特に、パスワードの管理には細心の注意を払い、セキュリティの確保に努めなければならない。

2 公式アカウントになりすましたアカウントを発見した場合、運用責任者は速やかに管理責任者に報告し、なりすましアカウントが存在することの注意喚起を本学ウェブサイト等で行う等、しかるべき措置を講じなければならない。

3 公式アカウントが他者に乗っ取られた場合、運用責任者はセキュリティインシデントとしてしかるべき措置を講じなければならない。同時に、運用責任者は、当該アカウントを速やかに停止し、遅滞なく管理責任者に報告するとともに、本学ウェブサイト等で当該事実を周知しなくてはならない。管理責任者は乗っ取りの原因その他必要事項を調査することができ、運用責任者は当該調査に必要な協力を行わなければならない。

(著作権)

第6 公式アカウントの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、本学に無断で転載等を行うことはできない。利用者が引用等を行う際は、適宜の方法により、必ず出所を明示しなければならない。

(免責事項)

第7 本学は、利用者が公式アカウントの情報を用いて行う一切の行為について、責任を負わない。

2 本学は、利用者により投稿された公式アカウントに対するコメント等について、一切責任を負わない。

3 本学は、公式アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。

(準公式アカウント)

第8 公式アカウントにあたらぬ、各講座・診療科等が取得した一般への情報発信を目的としたソーシャルメディアアカウントを、準公式アカウントという。ソーシャルメディアアカウントを取得した組織は、速やかに広報委員会に届け出なければならない。

2 準公式アカウントの管理・運用は、当該組織が行う。ただし、「ソーシャルメディアポリシー」に反する運用を行ってはならない。また、広報委員会が必要と認めるときは、広報委員会が準公式アカウントの管理・運用について意見を述べるができる。

3 準公式アカウントに不適切な運用があった場合、広報委員会は、当該準公式アカウントの停止を求めることができる。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、ソーシャルメディアアカウントの管理に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要項は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。